昭和32年８月12日第三種郵便物認可
毎月１回１日発行　平成22年７月１日 No. 706

労働基準情報

岩手

Jul
7
2010

『岩手山のある風景』　写真：眞舘弘治
～八幡平から岩手山、早池峰山を望む～

身につけよう
基本作業とプロ意識
みんなで築く安全職場
（中災防年間標語）

〔目次〕

平成22年度　第１回通常理事会・評議員会開催される …… 2・3
「労働時間等見直しガイドライン」が改正されました!! …… 4
職場意識改善助成金制度のご案内 …… 5
育児・介護休業法に基づく紛争解決援助制度がスタートしました！ …… 6
作業主任者の充足について …… 7
クウェスチョン、中央労働災害防止協会からのお知らせ …… 8
新会員事業所のお知らせ、快適職場事業場、
岩手産業保健推進センターのお知らせ …… 9
講習会のお知らせ …… 10・11

平成22年度　第１回
通常理事会・評議員会開催される

平成22年度第一回通常理事会・評議員会が５月21日「ホテル東日本」において開催されました。

開会にあたり、椎井一意会長が挨拶し、「県内の景気動向は、一部持ち直しの動きがあるといわれているが、依然として企業を取り巻く環境は厳しい状況にある。」とし、「協会を取り巻く環境も大きく変化し、景気低迷や競合他社の進出により、会員数や講習受講者の減少が続いている等、厳しい経営環境下にある。平成21年度決算は赤字も懸念されたが、会員皆様のご協力により僅かではあるが286千円の黒字計上することができた。」と述べ、「長年の課題である経営基盤の安定化や公益法人制度改革など大きな問題があり、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。」との挨拶がありました。

また、来賓として出席された岩手労働局の山嵜局長（小宮山労働基準部長が代理出席）から「労働行政へのご理解とご協力に厚くお礼申し上げる。今年度におきましても岩手労働局と車の両輪として引き続き連携・支援をいただき、労働行政の推進の実が挙げられますようお願いいたします。」とのご挨拶がありました。

会議においては、「平成21年度事業報告」「平成21年度決算報告」「公益法人改革への対応について」「任期満了による評議員の選出について」等の議案が、提案どおり全員一致で承認されました。

■新評議員名簿

氏　名	所属事務所	支部名
佐々木　肇	東北電力㈱盛岡営業所	盛　岡
渡　辺　洋　一	㈱ユアテック岩手支社	〃
高　橋　紀　夫	元　遠山病院	〃
眞　舘　弘　治	盛岡工業団地協同組合	〃
菊　池　芳　泉	㈱岩手銀行	〃
佐　藤　慶　彦	㈱川徳	〃
伊　藤　敏	陸中建設㈱	宮　古
中　屋　一　郎	㈱中屋商店	〃
岩　城　良　美	日興酸素㈱	〃
長　山　公　昭	新日本製鐵㈱棒線事業部釜石製鐵所	釜　石
津　田　保　之	㈱津田商店	〃
谷　村　久　興	谷村電機精機㈱	花　巻
宮　澤　一　郎	北東金属㈱	〃
髙　橋　健　二	髙惣建設㈱	〃
竹　内　伸　一	東京製綱㈱北上工場	〃
伊　藤　智　仁	伊藤組㈱	〃
永　沢　稔	永沢木材㈱	一　関
大　森　琢　哉	大森工業㈱	〃
佐　藤　弘	㈱菜花堂	〃
七　戸　賢　一	㈱デジアイズ	〃
宮　澤　信　平	橋爪商事㈱	大船渡
吉　村　雅　敬	龍振鉱業㈱	〃
柝木澤　光　毅	気仙地方森林組合	〃
中　舘　眞　一	㈱中舘建設	二　戸
中　田　専　市	㈱フクタ	〃
一　沢　明　男	一沢コンクリート工業㈱	〃

平成21年度　事業報告について

平成21年度における当協会の事業は、リーマン・ショックを契機とした世界的な景気後退と日本経済の減速を背景に、県内経済も長期化する景気低迷から脱皮できない厳しい経済環境のなかでスタートしました。

こうした環境のなかで、公益法人としての健全性を維持しながら、経営基盤の安定化を図るために会員の拡大をはじめ、各種講習会・安全衛生教育・各種研修会、健康診断の実施等、労働者福祉の向上のための各種事業に積極的に取り組みました。

また、各種委託事業を岩手労働局はじめ、社団法人全国労働基準関係団体連合会（略称：全基連）、中央労働災害防止協会（略称：中災防）等関係諸団体と連携し、適正な労働条件の確保と産業の健全な発展に寄与するための普及・啓発活動を、会員の皆さんのご理解とご協力を得ながら実施しました。

１．新規会員の拡大については、協会組織の基盤強化を図るために重点課題として取り組みましたが、新規会員73社の加入に対し、廃業・倒産・事業の統合等による退会が255社あり、182社の減少と大幅な減少となりました。

厳しい経営環境下、今後ともこうした傾向は続くものと思われますが、協会の存在価値を高める活動を通して、会員拡大に取り組むことが必要となっています。

２．各種講習会、安全衛生教育等の事業については、会員はじめ社会的要請に応え、各種講習会や安全衛生教育等に積極的に取り組みました。

しかし、受講者数では、技能講習で、一般講習とも前年比大幅な減少となりました。受講者の減少に歯止めのかからない各種講習会の在り方について、施設の充実、法令順守を前提にした講習会内容等で改善を図ることが緊急の課題となっています。

３．健康診断事業については、協会の重要な事業と位置付け、各支部とも積極的に取り組み、事業所の健康診断実施率の向上に努めましたが、受診者数で98,575名と前年比7.0％の大幅な減少となりました。

４．労働災害防止については、岩手労働局が推進する安全衛生施策に呼応して、各種労働災害防止対策に取り組みました。平成21年10月６日には、「'09岩手県産業安全衛生大会」(650名参加)を開催、また、「いわて年末年始無災害運動」を災害防止団体の幹事団体として実施しました。

５．協会組織の改革への取組みについては、平成21年度において本・支部事務局長で構成する「経営健全化会議」を３回開催し、経営基盤の安定化策や公益法人制度改革への適切な対応策等について検討し、諸規程の改正や公益法人改革への具体策について、理事会・評議員会等へ提起しました。

平成22年度　全国安全週間　岩手労働局長メッセージ

全国安全週間は、昭和３年に初めて実施されて以来、一度も中断されることなく続けられ、本年で83回目を迎えます。

この週間は、人命尊重という崇高な基本理念の下、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、７月１日から７月７日まで（準備期間　６月１日から６月30日まで）実施されます。

県内の産業安全をめぐる状況を見ますと、労働災害は長期的には減少傾向にあり、平成21年には労働災害による死傷者数及び死亡者数ともに過去最少となりましたが、今なお年間千二百人を超える方々が被災し、毎年十人を超える方々の尊い命が失われています。

一方で、景気は、緩やかな持ち直しの動きも見られるものの、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある中で、企業における労働災害防止活動が停滞することも懸念されます。

しかしながら、いかなる時代、いかなる経済情勢下にあっても、企業、そして社会の礎である労働者の安全と健康の確保は、すべてに勝るものであるといえます。リスクアセスメントの実施を通じて職場における危険を把握し、改善につなげることや、職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底等を通じて、労働者の安全と健康を最優先とする企業風土を醸成することは、不可欠のものです。

このような観点から、平成22年度の全国安全週間は、

「みんなで進めようリスクアセスメント
めざそう職場の安全・安心」

をスローガンに展開されます。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、組織と個人が労働災害防止の重要性についてさらに認識を深め、安全活動の着実な実行を図ることにより、県内産業界の安全水準がさらに向上することを祈念いたします。

平成22年７月１日

岩手労働局長　山嵜　眞司

年次有給休暇の取得促進を目指して

「労働時間等見直しガイドライン」が改正されました!!

「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）とは、事業主及びその団体が、労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めたものです。

「労働時間等の設定の改善」とは、労働時間、休日数及び年次有給休暇を与える時季その他の労働時間等に関する事項について労働者の健康と生活に配慮するとともに多様な働き方に対応したものへと改善することをいいます。

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月８日閣議決定）において、「休暇取得促進への支援措置」として、「労働時間等設定改善法に基づく『指針』を見直し、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図る」ことが明記されました。

主な改正のポイント

年次有給休暇について、事業主に対して次のような制度的な改善を促すこととしました。

◆労使の話合いの機会において年次有給休暇の取得状況を確認する制度を導入するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を検討しましょう。

◆所得率の目標設定を検討しましょう。

◆計画的付与制度(※)の活用を図る際、連続した休暇の取得促進に配慮しましょう。

※「計画的付与制度」とは、年次有給休暇のうち、５日を超える分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度のこと。この制度の導入が年次有給休暇の取得率向上に有効です。

◆２週間程度の連続した休暇の取得促進を図るに当たっては、当該事業場の全労働者が長期休暇を取得できるような制度の導入に向けて検討しましょう。

基本的な考え方

1　労働時間等の設定の改善を含めた仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、

●少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとするために必要な取組であるとともに、

●**企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高める**ものです。

2　労働時間等の設定の改善を図ることは、労働者にとって好ましいのみならず

●企業活動の担い手である労働者が心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できるようにし、企業経営の効率化と活性化、国民経済の健全な発展にも資するものであり、

●**企業にとっては、「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえていく必要**があります。

3　経営者自らが主導して、職場風土改革のための意識改革等に努めることが重要です。

新しくなった「労働時間等見直しガイドライン」を参考に、働き方を改革し、仕事と生活の調和を実現しましょう!!

労働時間等見直しガイドライン　http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/index.html#guide

職場意識改善助成金制度のご案内

～労働時間等の設定の改善に取り組む中小事業主のみなさんへ～

職場意識改善助成金とは

この制度は、中小企業における労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、職場意識改善に係る２カ年の計画を作成していただき、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業の事業主に対して、助成金を支給する制度です。

※「労働時間等の設定の改善」とは、労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対して、労働時間等をより良いものとしていくことです。

１　支給対象となる事業主

1　労働者災害補償保険の適用事業主であること。

2　資本金又は出資の総額が３億円（小売業・サービス業は5,000万円、卸売業は１億円）以下である事業主及び常時使用する労働者数が300人（小売業は50人、卸売業・サービス業は100人）以下である事業主であること。

3　職場意識改善計画を策定し、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に届け出、認定を受けた事業主であること。

4　認定を受けた職場意識改善計画に基づき、職場意識改善に係る措置を行った結果、効果的に実施した事業主であること。

２　職場意識改善計画に盛り込まなければならない措置

1　実施体制の整備のための措置（労使話し合いの機会の整備など）

2　職場意識改善のための措置（労働者に対する職場意識改善計画の周知など）

3　労働時間等の設定の改善のための措置（年次有給休暇の取得促進のための措置など）

３　助成金の支給

【助成金支給手続】

１年度目（事業実施承認を受けた年度）は当該年度の２月１日から末日までの間に支給申請書等を提出していただきます。

２年度目は当該年度の２月１日から２月20日までの間に支給申請書等を提出していただきます。

申請書類を審査した結果、取組を効果的に実施したと認められる場合には、それぞれ50万円ずつ助成金を支給します。（設定改善指標の得点により評価します。所定の得点に満たない場合には助成金は支給しません。また、申請の際には、実施した事項の裏付けとなる資料等を提出していただく必要があります。）

【助成金の加算】

１年度目に労働時間等に係る制度面の改善（以下、「制度面の改善」という。）を職場意識改善計画に盛り込み、措置を実施した場合は更に50万円の助成金を支給します。

２年度目については、１年度目に制度面の改善を実施したことによる助成金を受給し、以下の①～③の全てに該当する場合は更に50万円の助成金を支給します。

①年次有給休暇の平均取得率が60％以上

②事業実施前と比較して所定外労働時間数の平均を20％以上削減

③職場意識改善計画に基づいた措置を効果的に実施（設定改善指標の得点が100点以上）

４　職場意識改善計画認定申請期限

今年度の職場意識改善計画の認定申請期限は７月30日（金）としています。

ただし、予算に限りがありますので、期限前であっても申請を締め切る場合があります。

詳しくは、岩手労働局労働基準部監督課（019-604-3006）へお問い合わせください。

第三種郵便物承認平成22年７月１日発行労働基準情報岩手

育児・介護休業法に基づく紛争解決援助制度がスタートしました！

育児・介護休業法が改正され、育児・介護休業法に基づく紛争解決援助制度がスタートしました。

岩手労働局雇用均等室では、労働者と会社との間で育児・介護休業法に関する民事上のトラブルが生じた場合、解決に向けた援助を行います。

また、男女均等取扱い等及びパートタイム労働者の雇用管理についての労使間の紛争解決に向けた援助も引き続き行っております。

この制度は無料で行っており、労働者だけでなく事業主の方が援助の申出をすることもできます。

紛争解決援助は２つの方法があります

岩手労働局長による援助
（助言・指導・勧告）

簡易な手続きで行政機関が迅速に解決してもらいたい

⇨双方の話を踏まえ問題解決に必要な援助を行います。

調停会議による調停

公平、中立性の高い第三者機関に援助してもらいたい

⇨双方の話を踏まえ、調停委員が紛争解決の方法として調停案を作成し当事者双方にお勧めします。

【紛争解決援助の申出例】

【例１】（事業主より）会社の経営が困難なため、育児休業から復帰する予定の労働者に、解雇を予告した。労働者は納得せず、育児休業取得を理由とする解雇なので撤回するよう求められたが、あくまで経営上の理由なので撤回はできない。

【例２】（労働者より）事務職の女性が育児休業から復帰しようとしたら、営業職として復帰するよう会社から言われた。３歳まで育児短時間勤務を利用するつもりであり、労働時間が不規則な営業職では仕事を続けることができない。これは育児休業取得を理由とする不利益な配置転換と思われるので、事務職として復帰することを求めたい。

紛争になる前に、まずは、気軽に雇用均等室にご相談ください。

詳しくは、岩手労働局雇用均等室（０１９－６０４－３０１０）にお尋ねください。

育児・介護休業法関係相談事例

・期間契約社員から育児休業の申出を受けている。取得させなければならないか。
・会社の業績が思わしくないため、復帰予定だった育児休業中の社員に引き続き休業するよう勧めてよいか。
・家族の介護を行う社員から深夜業免除の請求があったが、ローテーションの関係で免除することは困難である。免除しなければならないか。

男女雇用機会均等法関係相談事例

・妊娠した女性の体調が心配なので、早めに産前休業に入るよう勧めたいが問題ないか。
・社内でセクシュアルハラスメントの相談を受理したが、当事者同士の主張が食い違ったので、行為者には厳重注意処分を行ったが、被害者より会社の対応に納得がいかないと言われた。

パートタイム労働法関係相談事例

・パートタイマーから、正社員と同じ仕事をしているのに賃金に著しい差があるのは問題ではないかと言われている。
・パートタイマーを正社員に転換する試験制度を設けているが、正社員へなった者がいないのは制度に問題があるからだとパートタイマーから苦情があった。

作業主任者の充足について

労働災害を防止するため、管理を必要とする一定の危険有害な作業について、作業主任者を選任し、その者に従事する労働者の指揮等厚生労働省令に定められた業務を行なわせなければならない（労働安全衛生法第14条）と規定されています。

現在、31業務について作業主任者の選任が義務付けられています。作業主任者の資格としては、その業務により労働局長が交付する免許所持者、又は、技能講習修了者となっており、当協会では31業務のうち、５業務の作業主任者技能講習を岩手労働局長の登録機関として実施しています。

交代制で業務を行っている事業場においては、各直毎に（乾燥設備作業主任者は除く）選任する必要があります。また、従事する労働者の指揮等が行える範囲ごとに選任する必要があります。

作業主任者の未選任は、行政官庁より厳しい措置が予想されますので、作業主任者の充足にご配意いただきますようご案内いたします。

今年度の開催予定は次のとおりです。

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

酸素欠乏危険場所における作業は選任が必要となります。

８月25～27日（矢巾）、11月24～26日（矢巾）、２月16～18日（矢巾）開催予定

受講料；15,225円　　テキスト代；2,310円

有機溶剤作業主任者技能講習

屋内等において有機溶剤を取り扱う作業（試験研究は除く）は選任が必要となります。

10月21・22日（矢巾）、１月27・28日（盛岡）開催予定

受講料；7,350円　　テキスト代；1,680円

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

特定化学物質を取り扱う作業（試験研究は除く）は選任が必要となります。

８月５・６日（盛岡）、11月17・18日（矢巾）、２月24・25日（盛岡）開催予定

受講料；7,350円　　テキスト代；1,680円

プレス作業主任者技能講習

動力プレスを５台以上有する事業場は選任が必要となります。

７月28・29日（北上）開催予定

受講料；7,350円　　テキスト代；1,470円

乾燥設備作業主任者

危険物等にかかる乾燥設備で、内容積が１㎥以上のもの、それ以外で熱源が一定以上の乾燥設備は選任が必要となります。

１月25・26日（盛岡）開催予定

受講料；7,350円　　テキスト代；1,155円

’10 岩手県産業安全衛生大会 快適職場推進岩手大会

平成22年10月4日(月)　13時
岩手教育会館大ホール

特別講演

正田　亘氏（立教大学名誉教授）

「人間心理から見た安全対策」

クウェスチョン

改正育児・介護休業法について

Q1 小規模事業所でも、改正法に沿った規定整備をしなければなりませんか。

A1 育児・介護休業法は業種や規模に関係なく適用されています。①育児・介護休業、②子の看護休暇、③介護休暇、④育児のための所定外労働の免除、⑤育児・介護のための時間外労働の制限、⑥育児・介護のための深夜業の制限、⑦育児短時間勤務、⑧介護のための勤務時間短縮等の措置について、各事業所においてあらかじめ改正法に沿った内容の各制度を導入し、就業規則に記載する必要があります。

ただし、平成22年６月30日時点で常時100人以下の労働者を雇用する企業は、上記③介護休暇、④育児のための所定外労働の免除、⑦育児短時間勤務については、平成24年６月30日まで適用が猶予され、改正前の規定が適用されますが、少なくとも③④⑦以外の法改正部分については規定の改定が必要です。

Q2 育児・介護休業や子の看護休暇、介護休暇、短時間勤務の賃金は、無給でもよいのですか。

A2 育児・介護休業法では、休業期間中の賃金については規定をしていませんので、必ずしも有給とする必要はありませんが、就業規則にあらかじめ定めておく必要があります。

なお、賃金、退職金又は賞与の算定に当たり、休業等により勤務しなかった日や時間を働かなかったものとして取り扱うことは差し支えありませんが、休業等により勤務しなかった日や時間を超えて働かなかったものとして取り扱うことは、不利益取扱いとして禁止されています。

中央労働災害防止協会からのお知らせ

お問い合せ先　**中災防出版事業部**　TEL：**03-3452-6401**　URL：http://www.jisha.or.jp/

安全衛生スタッフ、管理者、産業保健職のための月刊誌

安全と健康

最新の情報、豊富な事業場事例。具体的にわかりやすく解説します。

安全・健康・快適は企業の必須アイテム

安全・健康・快適に働ける職場づくりは、よりよい企業経営のカギとなります。

安全衛生対策のノウハウを多様な切り口から

安全衛生管理や活動を計画、実施、評価、改善するヒントを満載。

●毎月１日発行／B5判・104頁
●年間予約購読料10,800円（税込・発送料サービス）
１部定価900円（本体858円・発送料別）

監督者、作業者、中小企業の安全衛生担当者のための月刊誌

安全衛生のひろば

職場の安全衛生の基本を気軽に学べる！

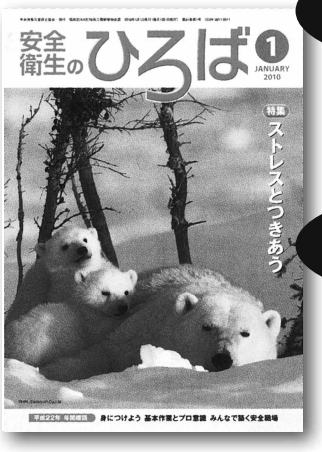

職場でも家庭でもイキイキ安全・健康

安全と健康は２４時間トータルで実現したいもの。職場や家庭で役立つ幅広い情報を提供。

ポイントをわかりやすく

豊富なイラストや図で、わかりやすく親しみやすい誌面。安全衛生のポイントを気軽に学ぶことができます。

●毎月１日発行／B5判・64頁
●年間予約購読料6,360円（税込・発送料サービス）
※２口以上の場合は、１口あたり6,000円（税込・発送料サービス）
１部定価530円（本体505円・発送料別）

新会員事業所のお知らせ　５月に加入された事業所をご紹介いたします

支部名	事　業　所　名	所在地
大船渡	㈱藤原製作所	大船渡市

支部名	事　業　所　名	所在地
二　戸	㈲粒来板金工業	久慈市

岩手労働局長認定《５月認定分》　快適職場事業場

認定番号	事　業　場　名	市町村名
739	株式会社　岩手マイタック 田山線　２号　作業所	岩泉町
740	東亜建設工業㈱東北支店 久慈半崎作業所 久慈港湾口地区防波堤作業基地波除堤築造工事（その２）	久慈市
741	㈱NIPPO・岩手建工㈱特定共同企業体 県営陸上競技場第２種公認改修工事	盛岡市
742	東亜建設工業㈱東北支店　久慈北堤作業所 久慈港湾口地区防波堤（北堤）築造工事	久慈市
743	及常建設　株式会社 一般国道397号分限城地区道路改良工事	奥州市

快適職場推進計画の作り方や申請の方法については、快適職場推進アドバイザーが無料でお手伝いいたします。お気軽にご相談ください。

〈連絡先〉
岩手快適職場推進センター
〒０２０－００２２
盛岡市大通一丁目１番16号　㈶岩手労働基準協会内
TEL　（０１９）６２３－６５２１
FAX　（０１９）６２３－６４２４

～岩手産業保健推進センターのお知らせ～

岩手産業保健推進センターでは、衛生管理担当者、労務管理担当者、事業主など（産業保健スタッフ）を対象に、各種研修会を開催しています。７、８月の研修開催予定は次のとおりです。

お申込み・お問合せは、岩手産業保健推進センター（電話 019-621-5366　FAX 019-621-5367）またはホームページ（http://www.sanpo03.jp/）から。

開催日時	開催場所	研修テーマ等
７月９日（金） 13:30～15:00	アイーナ７階 701会議室	**メンタルヘルスと安衛活動** **（派遣労働者等非正規労働者対策も含めた活動）** ・産業医が自らの産業医活動を語る研修
７月12日（月） 13:30～16:30	マリオス18階 184会議室	**カウンセリング手法の研修　積極的傾聴スキルの習得④（４回シリーズ）** ・実習とワークを中心に積極的な傾聴法のスキルを習得する研修
７月16日（金） 13:30～16:30	盛岡工業団地 協同組合と共催	**防じんマスクなどの呼吸用保護具の仕様の実際（実地研修）** ・防じんマスクを実際に使用し、着用方法や効果を実際に体験する研修
７月22日（木） 13:30～16:30	アイーナ７階 701会議室	**保健指導の原点に立ち返って・意見交換（産業看護職対象）** ・産業看護職の本来の業務を原点に立ち返って見直すための講義
７月27日（火） 13:30～16:00	アイーナ７階 703会議室	**健康いわて21プラン研修** **①心の健康：家庭と地域と職場の連携** ・職場における心の健康対策と家庭と地域との連携のための研修 **②歯の健康（歯科医師会との共催）** ・歯の健康は心と体の健康の基本であり、その内容を知る研修
７月28日（水） 13:30～15:30	アイーナ７階 701会議室	**職場復帰支援（管理者のためのメンタルヘルス研修特別編）** ・専門家によるメンタル不調休職者の職場復帰対応のための研修
８月６日（金） 13:30～16:30	アイーナ８階 807会議室	**保健指導教育（新入社員等若年層への対応等について）・意見交換** ・世代間の考え方、価値観の相違による職場でのコミュニケーション確保が難しい中で保健指導を実施していくか、事例中心の講義と意見交換。
８月23日（月） 13:30～17:00	岩手県 トラック会館	**ＡＥＤと救急蘇生** ・消防署担当者による救急救命講習（修了証が発行されます）
８月25日（水） 13:30～15:00	アイーナ７階 701会議室	**作業環境改善と作業効率化による腰痛などの負傷防止対策** ・腰痛防止を主眼に、リスクを減らし、効率的作業が行なえるようにいかに作業改善を図るかの人間工学の面からの研修

第三種郵便物承認平成22年７月１日発行労働基準情報岩手

講習会のおしらせ

22年９月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習等	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	8/5(木)～6(金)	岩手県自治会館	100	本部	7,350	1,680
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	8/25(水)～27(金)	岩手県トラック協会総合研修会館	80	本部	15,225 (一部免除者) 13,125	2,310
	プレス機械作業主任者技能講習	7/28(水)～29(木)	北上オフィスプラザ	90	本部	7,350	1,470
	玉掛け技能講習	8/3(火)～5(木)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部	21,000 (一部免除者) 18,900	1,500
		8/3(火)～4(水)・6(金)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部		
		8/9(月)～11(水)	岩手県立久慈高等学校	40	二戸支部		
		8/17(火)～19(木)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部		
		8/17(火)～18(水)・20(金)	岩手県自治会館他	20	盛岡支部		
		9/2(木)～4(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		9/2(木)～3(金)・5(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		9/6(月)～8(水)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		9/6(月)～7(火)・9(木)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		9/7(火)～9(木)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
		9/7(火)～8(水)・10(金)	大船渡商工会議所他	20	大船渡支部		
		9/14(火)～16(木)	基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	7/17(土)～19(月)・24(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部	28,350	1,470
		7/20(火)～23(金)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
		7/20(火)・26(月)～28(水)	大船渡商工会議所他	20	大船渡支部		
		8/24(火)～27(金)	岩手県自治会館他	40	盛岡支部		
		8/24(火)・30(月)～9/1(水)	岩手県自治会館他	10	盛岡支部		
		9/10(金)～12(日)・18(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		9/27(月)～30(木)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
		9/28(火)～10/1(金)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	7/17(土)・25(日)	アイ・ドーム他	20	一関支部	11,550	1,470
		8/24(火)・30(月)	岩手県自治会館他	20	盛岡支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	7/12(月)～14(水)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部	27,300 (一部免除者) 25,200	1,500
		7/20(火)～22(木)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部		
		8/2(月)～4(水)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		8/5(木)～7(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		8/5(木)～6(金)・8(日)	アイ・ドーム他	20	一関支部		
		8/24(火)～26(木)	基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		9/6(月)～8(水)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部		
		9/7(火)～9(木)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部		
		9/7(火)～8(水)・10(金)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部		
	ガス溶接技能講習	7/27(火)～28(水)	岩手県立福岡工業高等学校	40	二戸支部	9,450	735
		8/4(水)～5(木)	久慈市文化会館他	40	二戸支部		
		8/5(木)～6(金)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部		

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習等	安全衛生推進者養成講習	8/2(月)～3(火)	岩手県自治会館	40	盛岡支部	8,400	1,260
		8/31(火)～9/1(水)	基準協会釜石支部	40	釜石支部		
特別教育講習	アーク溶接特別教育	7/29(木)～30(金)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部	8,400 9,450	1,050
		8/26(木)～27(金)	二戸職業訓練協会	40	二戸支部		
		9/24(金)～25(土)	北上製紙(株)	40	一関支部		
		9/29(水)～30(木)	岩手県自治会館他	60	盛岡支部		
	クレーン運転業務特別教育	7/10(土)～11(日)	日通商事㈱盛岡支店	30	盛岡支部	8,400 9450	1,500
		9/24(金)～25(土)	花巻高等職業訓練校他	60	花巻支部		
	小型車両系建設機械運転業務特別教育	9/3(金)～4(土)	花巻市技術振興会館他	20	花巻支部	12,900 13,950	1,600
		9/24(金)～25(土)	岩手県自治会館他	20	盛岡支部		
	低圧電気取扱作業者特別教育	7/1(木)～2(金)	基準協会宮古支部	40	宮古支部	8,400 9,450	630
	酸素欠乏危険作業特別教育	7/16(金)	岩手県自治会館	30	盛岡支部	5,250 6,300	1,050
	研削といしの取替え等の業務特別教育	9/9(木)	盛岡地域職業訓練センター	60	盛岡支部	5,250 6,300	1,050
		9/9(木)	基準協会宮古支部	40	宮古支部		
	ダイオキシン類ばく露防止特別教育	7/8(木)	岩手県自治会館	50	本部	4,200 5,250	840
その他	職長教育	7/13(火)～14(水)	岩手県自治会館	50	盛岡支部	11,550 12,600	840
		9/13(月)～14(火)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
	職長・安全衛生責任者教育	8/9(月)～10(火)	岩手県自治会館	50	盛岡支部	11,550 12,600	1,470
	衛生担当者研修会	9/13(月)	岩手県自治会館	100	盛岡支部	1,000 1,500	
	安全管理者選任時研修	9/6(月)～7(火)	岩手県自治会館	100	本部	12,600 14,700	1,260
	衛生管理者能力向上教育(定期)	9/16(木)～17(金)	岩手教育会館	50	本部	10,500 12,600	2,898

■ 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段＝会員以外です。
■ 受講料・テキスト代は消費税込みです。　■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-623-6521	019-623-6424	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-622-0682	019-622-0634	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-22-3944	0193-22-3944	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-24-9511	0198-23-6303	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-27-3797	0192-27-8974	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

第三種郵便物承認平成22年７月１日発行労働基準情報岩手

クイズでゲット

労働安全衛生法において、作業主任者を選任しなければならないと義務付けされているものは何業務でしょうか。

① ５業務

② 29業務

③ 31業務

ヒント　本誌７ページに関連記事

- 応募方法　①自宅住所・氏名　②クイズの答え　③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はｅメールでお寄せ下さい。
- 締め切り　平成22年７月23日（金）消印有効
- 宛先　〒020－0022　盛岡市大通一丁目１－16
  (財)岩手労働基準協会　クイズ係宛て
  FAX 019－623－6424
  ｅメール　honbu@iwateroukikyo.com
- 賞品及び発表　応募者の中から抽選で５名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- ６月号の正解　②

監修：中災防、マンガ：ミヤチ　ヒデタカ

川柳コーナー

川柳原生林社　編集長　中 島 久 光

正論をみんなうんざり聞いている

いくら正しいことでも、何度も聞かせられると、いやになってきます。でも、当人はそれに気がつきません。今日もとうとうと持論を披露しています。

（川柳原生林４月号〈杜若〉田中士郎作品より）

編集後記

○誤審で完全試合を幻にした審判が、選手に最も支持された－６月２日の大リーグの試合で27人目の打者のゴロをセーフと判定し、試合後に完全試合を逃したタイガースのガララーガ投手に誤審を認め涙ながら謝罪したジム・ジョイス審判員が、米スポーツが実施した大リーグ100選手のアンケート結果で、トップの53％の支持を集めた。筆者もこのニュースをみたが、ガララーガ投手が笑顔でその審判と握手している姿をみて感動した。素晴らしい光景だったことを今も鮮明に覚えている。日本だったらどうだろうと考えた。多分、世論を上げてその非を責めたて批判し責任を問うだろうと・・・。私は、仕事でもそうだが一生懸命取組んだ結果の多少のミスは許されていいと思っている。こんな光景からも日・米間の風土の違いがあらゆる場面でみえてくる今日この頃である。（Ｍ・Ｓ）

岩手の死亡災害（５月末）

製造業	1	（1）
鉱業	0	（1）
建設業	0	（3）
運輸業	1	（0）
林業	3	（2）
商業	0	（0）
その他	2	（0）
累計	7	（7）

（　）内は前年同期

発行　平成22年７月１日
定価　１部　100円
（会員事業所の購読料は年会費に含む）

発行所　財団法人岩手労働基準協会／盛岡市大通一丁目１－16
岩手教育会館7Ｆ／〒020－0022／☎019－623－6521
FAX019－623－6424

編集・発行人　佐藤征勝